（旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部改正）

第四条　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

第十七条の見出し	第十二条第一項第一号	附則第四条の規定により読み替えられた同令第十二条第一項第一号
第十七条	第十二条第一項第一号	附則第四条の規定により読み替えられた同令第十二条第一項第一号
第十八条の見出し	被保険者	一般被保険者
第十八条	第十四条第二号ロ	附則第四条の規定により読み替えられた同令第十四条第二号ロ
	第十四条第二号ロ	附則第四条の規定により読み替えられた同令第十四条第二号ロ
	被保険者	一般被保険者
	第五条第一項第一号ロ	附則第二条の規定により読み替えられた同令第五条第一項第一号ロ

第十八条	第二十四条第二項	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第二十四条第二項
	被保険者	一般被保険者
第十九条	第二十七条	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第二十七条
第十九条第二号	被保険者	一般被保険者

改正後

（退職被保険者等所属都道府県における調整対象基準額に係る調整対象基準調整金額の算定方法）

第一条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）附則第七条第三項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定される額は、前々年度の概算調整対象基準額（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。）が前々年度の確定調整対象基準額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。）を超える退職被保険者等所属都道府県（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県をいう。以下同じ。）においては、その超える額に高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第三条に規定する前期高齢者交付算定率（以下この条及び第十八条の二において「前期高齢者交付算定率」という。）を乗じて得た額とし、前々年度の概算調整対象基準額が前々年度の確定調整対象基準額の額に満たない退職被保険者等所属都道府県においては、その満たない額に前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

（退職被保険者等加入割合の算定方法）

第一条の二　国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第二条第二項第一号に掲げる負担調整前概算医療費拠出金の額に乗ずる退職被保険者等加入割合は、各退職被保険者等所属都道府県の当該年度における退職被保険者等（法第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）の見込数を当該退職被保険者等所属都道府県の同年度における被保険者の見込数で除して得た率（その率に小数点以下第八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。

改正前

（退職被保険者等所属市町村における調整対象基準額に係る調整対象基準調整金額の算定方法）

第一条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）附則第七条第三項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定される額は、前々年度の概算調整対象基準額（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。）が前々年度の確定調整対象基準額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。）を超える退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下この条において同じ。）においては、その超える額に高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第三条に規定する前期高齢者交付算定率（以下この条及び第十八条の二において「前期高齢者交付算定率」という。）を乗じて得た額とし、前々年度の概算調整対象基準額が前々年度の確定調整対象基準額の額に満たない退職被保険者等所属市町村においては、その満たない額に前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

（退職被保険者等加入割合の算定方法）

第一条の二　国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第二条第二項第一号に掲げる負担調整前概算医療費拠出金の額に乗ずる退職被保険者等加入割合は、各市町村の当該年度における退職被保険者等（法第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）の見込数を当該市町村の当該年度における被保険者の見込数で除して得た率（その率に小数点以下第八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。